

入札等参加資格審査申請書 確認票

建設コンサルタント業務等

商号又は名称:

1. 提出する書類について、「申請者確認欄」に○印をしてください。
2. 当確認票は、提出書類一式と一緒に提出してください。

	書類名称	法人	個人	提出要領	備考	申請者 確認欄	東御市 確認欄
1	建設コンサルタント業務等の入札等参加資格審査申請書	◎	◎	東御市指定様式【1】で提出（該当様式3枚）	国・県様式不可 原本のみ		
2	登録証明書又は登録通知書	◎	◎	登録証明書:測量業者、建築士事務所 登録通知書:建設コンサルタント、地質調査業者 補償コンサルタント	写し可		
3	経営規模総括表	◎	◎	東御市指定様式【2】で提出（該当様式1枚）	県様式可		
4	貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理	◎	◎	資格審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表(利益処分計算表又は損失処理計算書は法人に限る。)	写し可		
5	会社登記事項証明書 (3か月以内のもの)	◎		法人の場合 【現在事項全部証明書】又は【履歴事項全部証明書】	法務局で交付 写し可		
6	市税納税証明書 (3か月以内のもの) 【課税されているすべての税】	◎	◎	登録する事業所等所在地のものについて提出 (委任先がある場合は委任先所在地のもの)	各市町村で交付 写し可 東御市は収税管理 係で交付		
	市税等納付状況調査同意書	○	○	東御市に納税義務のある法人又は個人のみ提出 東御市指定様式【3】で提出（該当様式1枚）	原本のみ		
	県税(都道府県税)の納税証明書(3か月以内のもの) 【未納の額がない証明書】	◎	◎	登録する事業所等所在地のものについて提出 (委任先がある場合は委任先所在地のもの)	各都道府県で交付、写し可		
	国税(消費税及び地方消費税等)の納税証明書 (3か月以内のもの) 【未納の額がない証明書】	◎	◎	【納税証明書その3】 ただし次の証明書でもよい ・法人【納税証明書その3の3】 ・個人【納税証明書その3の2】	税務署で交付 写し可		
7	代表者の身分証明書 (3か月以内のもの)		◎	個人の場合 本籍のある市区町村で交付	写し可		
8	業務経歴書	◎	◎	東御市指定様式【4】で提出（該当様式1枚） ※国・県等の様式の場合、東御市指定様式を表紙にして「別紙のとおり」と記入してください。	国・県様式可		
9	技術者名簿	◎	◎	東御市指定様式【5】で提出（該当様式1枚） ※国・県等の様式の場合、東御市指定様式を表紙にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>この場合であっても有資格者数は東御市指定様式【1】に必ず記入してください。</u>	国・県様式可		
10	委任状又は社内規則	○		東御市指定様式【6】で提出(該当様式1枚) 委任する場合のみ	原本のみ		
11	使用印鑑届	◎	◎	東御市指定様式【7】で提出（該当様式1枚）	原本のみ		

12	振込口座情報	◎	◎	東御市指定様式【8】で提出（該当様式1枚）	原本のみ		
13	誓約書	◎	◎	東御市指定様式【9】で提出（該当様式1枚）	原本のみ		
	添付書類(役員名簿)	◎	◎	任意様式(役職・氏名・住所・生年月日を記載)			

◎印…必ず必要なもの      ○印…該当する場合必要なもの      電子申請、FD申請は不可

- 提出部数 1部（ファイル綴じ、紐綴じ、パンチはしないでください。）
- 申請に係わる一切の費用は申請者のご負担でお願いします。証明書類の取得には、委任状等が必要となる場合があります。それぞれの交付先にご確認ください。
- 「3か月以内のもの」とされている証明書は、令和2年9月1日以降の日付のものとしてください。
- 平成31・32（令和元・2）年度の入札等参加資格登録がある場合で新たな業種の追加登録の申請を行う場合は、次に示す書類の提出を省略することができます。なお、審査の際に必要なと認めた場合は、追加で提出をお願いすることがあります。
  - 5 会社登記事項証明書
  - 6 市税納税証明書等の納税を証明する書類
  - 7 代表者の身分証明書
  - 11 使用印鑑届
  - 12 振込口座情報